

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔規則〕

○犯罪捜査規範の一部を改正する規則  
(国家公安委一一)

### 〔告示〕

○円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一七九)

○円借款の供与に関する取極の修正に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八〇)

○北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八一)

○保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産一〇九二、一〇七)

○直轄砂防工事を施行する件(国土交通六五九)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同六六〇、六六一)

○旅行業法の規定に基づく登録研修機の登録をした件(観光庁一三)

○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一〇一)

○海上における射撃訓練を実施する件(同一〇二、一〇四)

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件

○関東地方整備局一八三

○道路に関する件  
(近畿地方整備局九四、九六)

○道路に関する件  
(九州地方整備局八三)

### 〔国会事項〕

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔褒賞〕

### 〔官庁報告〕

### 法 務

○公証人任免(法務省)  
再審による無罪判決の公示  
(東京簡易裁判所)

### 勞 働

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について  
(厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

### 官 庁

○第三者所有物の没収、有権者申出方  
関係

### 裁 判 所

○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
地方公共団体

○教育職員免許状失効関係  
会社その他

## 規 則

○国家公安委員会規則第十一号  
警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十年五月十五日  
国家公安委員会委員長 小此木八郎

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第八章 略</p> <p>第九章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意(第百八十二条の四・第百八十二条の五)</p> <p>第十章 鑑識(第百八十三条―第百九十二条)</p> <p>第十一章 送致及び送付(第百九十三条―第百九十九条)</p> <p>第十二章 少年事件に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十三章 交通法令違反事件に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十四章 国際犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十五章 群衆犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十六章 暴力団犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十七章 保釈者等の視察(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十八章 令状の執行(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十九章 雑則(第百九十九条―第百九十九条)</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第八章 同上</p> <p>第九章 鑑識(第百八十三条―第百九十二条)</p> <p>第十章 送致及び送付(第百九十三条―第百九十九条)</p> <p>第十一章 少年事件に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十二章 交通法令違反事件に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十三章 国際犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十四章 群衆犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十五章 暴力団犯罪に関する特則(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十六章 保釈者等の視察(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十七章 令状の執行(第百九十九条―第百九十九条)</p> <p>第十八章 雑則(第百九十九条―第百九十九条)</p>

（司法警察員の処置）  
第三百三十条 「略」

2 司法警察員は、前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

「一、三 略」

「3・4 略」

第九章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

（檢察官との協議等における本部長の指揮）  
第八十二条の四 司法警察員は、次に掲げる事項を行うに当たつては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

一 刑訴法第三百五十条の六第一項の規定による檢察官との協議  
二 刑訴法第三百五十条の六第二項に規定する同法第三百五十条の四の協議における必要な行為

（供述の求め）  
第八十二条の五 刑訴法第三百五十条の六第二項の規定による供述の求めは、取調べと明確に区別して行わなければならない。

第十章 「略」

第十一章 「略」

（関連事件の送致及び送付）  
第九十四条 第十二章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

第十二章「略」

第十三章「略」

（施行期日）  
この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年六月一日）から施行する。

（少年警察活動規則の一部改正）  
少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線を付した部分のように改める。

（司法警察員の処置）  
第三百三十条 「同上」

2 司法警察員は、刑訴法第三十七条の二第一項に規定する事件について前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

「一、三 同上」

「3・4 同上」

「二章二条を加える。」

（関連事件の送致及び送付）  
第九十四条 第十一章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

第九章 「同上」

第十章 「同上」

（施行期日）  
この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（少年警察活動規則の一部改正）  
少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線を付した部分のように改める。

告 示

○外務省告示第百七十九号

平成三十年四月二十六日にカンバラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。  
平成三十年五月十五日  
外務大臣 河野 太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ウガンダ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウガンダ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。  
1 百三十六億五千九百万円（二三、六五九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款以下「借款」という。が、カンバラ首都圏送变电網整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、ウガンダ共和国政府に供与されることとなる。

2 (1) 借款は、ウガンダ共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。  
(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。  
(b) 利率率は、年〇・〇一パーセントとする。  
(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

改 正 後

（準用規定）  
第二十六条 触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十二章の例によるものとする。

改 正 前

（準用規定）  
第二十六条 触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。

(2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、ウガンダの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。  
(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。  
(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ウガンダ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて調達されることを確保する。  
5 ウガンダ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げるもののあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 (1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウガンダ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウガンダ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。